

# 第6回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表  
計算書類の個別注記表  
(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.fringe81.com>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

Fringe81株式会社

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 主要な連結子会社の名称 Unipos株式会社  
Fringe West株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結の範囲に関する事項

当連結会計年度よりUnipos株式会社及びFringe West株式会社を設立したため、連結の範囲に含めております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### a. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ 建物 15年
- ・ 工具、器具及び備品 3年～18年

###### b. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…金利スワップ
- ・ヘッジ対象…借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

d. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 75,219千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,450,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 170,200株

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金の全てが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に本社移転のための設備投資に係る資金調達であります。また、一部の長期借入金は金利変動リスクに対するヘッジを目的として金利スワップを実施して支払利息の固定化を図っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

###### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

###### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰計画を更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	521,747千円	521,747千円	－千円
② 売掛金	1,353,737	1,353,737	－
③ 敷金及び保証金	188,410	183,348	△5,062
資 産 計	2,063,895	2,058,833	△5,062
④ 買掛金	794,431	794,431	－
⑤ 短期借入金	220,000	220,000	－
⑥ 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	119,964	119,545	△418
負 債 計	1,134,395	1,133,977	△418
⑦ デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

④ 買掛金、⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑦参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記⑥参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(投資有価証券)

非上場株式であるため、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	494円10銭
(2) 1株当たりの当期純利益	93円29銭

6. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単価当たりの金額を引き下げることにより、一層投資しやすい環境を整え投資家層の更なる拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年6月30日（土曜日）（実質的には平成30年6月29日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、4株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

a. 平成30年5月11日現在の発行済株式総数	2,452,400株
b. 今回の分割により増加する株式数	7,357,200株
c. 株式分割後の発行済株式総数	9,809,600株
d. 株式分割後の発行可能株式総数	36,000,000株

③ 日程

- a. 基準公告日 平成30年6月15日（予定）
- b. 基準日 平成30年6月30日（予定）
- c. 効力発生日 平成30年7月1日（予定）

(3) 定款の一部変更

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法184条第2項の規定に基づき、平成30年7月1日（日曜日）をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

② 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,000,000株</u> とする。

(4) その他

① 資本の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 1株あたり情報

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株あたり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株あたり純資産額	123円53銭
1株あたり当期純利益金額	23円32銭

③ 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年7月1日の効力発生日と同時に新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	200円	50円
第2回新株予約権	570円	143円
第3回新株予約権	2,014円	504円
第4回新株予約権	2,014円	504円

(ストックオプション（新株予約権）発行)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成30年6月27日開催予定の当社第6期定時株主総会に付議することを決議しました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的とするものであります。

(2) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

(3) 本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式25,000株（うち、社外取締役に対する割り当てについては1,000株）を上限とする  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権の目的たる株式数の調整を行う。

② 新株予約権の数

250個（うち、社外取締役に対する割り当てについては10個）を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③ 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式の発行又は自己株式の処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は自己株式の処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。

ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

b. 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑨ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め  
本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ 新株予約権に関するその他の事項  
新株予約権に関するその他の事項については、委任に基づき募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(本社移転)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、本社オフィスを移転することを決議いたしました。

(1) 移転先

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー

(2) 移転時期

平成31年春（予定）

(3) 移転理由

会社の成長とともに、社員数は増加を続けており、現オフィスでは対応できなくなることが想定されます。移転により、現在の倍以上の社員が活躍することができる広さになると考えております。

(4) 業績に与える影響

平成31年3月期において、移転関連費用として153,000千円、支度金による特別利益として190,000千円を計上する見込みです。

(5) その他

定款上の本店所在地につきましては、東京都港区から変更はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券（時価のないもの）  
移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
  - ・建物 15年
  - ・工具、器具及び備品 3年～18年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
  - ・自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - ・その他の無形固定資産  
定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ・ヘッジ手段…金利スワップ
  - ・ヘッジ対象…借入金の利息

- ③ ヘッジ方針  
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで各資産科目に対する控除科目として独立掲記しておりました有形固定資産に対する減価償却累計額は、当社の事業運営の実態をより適切に表示するため、各資産の金額から直接控除し、その控除残高を各資産の残高として表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 75,219千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 130,000千円
- ② 短期金銭債務 15,028千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 60千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 33株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	82千円
ソフトウェア	48,065千円
減損損失	994千円
その他	13,743千円
繰延税金資産合計	62,884千円
繰延税金負債	
評価引当金	△39,220千円
繰延税金負債合計	△39,220千円
繰延税金資産の純額	23,664千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Unipos株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	110,000	短期貸付金	110,000
				利息の受取 (注)	51	受取利息	-
子会社	Fringe West 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	20,000	短期貸付金	20,000
				利息の受取 (注)	9	受取利息	-

(注) 資金の貸付については、市場金利等を勘案し、決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	490円24銭
(2) 1株当たりの当期純利益	89円35銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

詳細は、連結注記表「重要な後発事象に関する注記（株式分割及び定款の一部変更）」に記載しております。

(ストックオプション（新株予約権）発行)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成30年6月27日開催予定の当社第6期定時株主総会に付議することを決議しました。

詳細は、連結注記表「重要な後発事象に関する注記（ストックオプション（新株予約権）発行）」に記載しております。

(本社移転)

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、本社オフィスを移転することを決議いたしました。

詳細は、連結注記表「重要な後発事象に関する注記（本社移転）」に記載しております。